近江八幡警察署協議会議事録

開	催日時	令和6年6月7日(金)午後3時00分~午後5時00分
開	催場所	近江八幡警察署 5 階大会議室
出	委員	大澤正幸会長、川村博副会長、谷村明美委員、大橋裕子委員、
	安 貝	山本勝士委員、小川貴子委員
席		青地署長、杉中副署長、中村調査官(警務課長)、澤調査官(会計
者	警 察	課長)、矢野留置管理課長、吉村地域課長、濵田生活安全課長、
		奥野刑事課長、黒川交通課長、髙宮警備課長
議	事概要	

1 署長挨拶

署長から「安全安心の街づくりを進めていく中で、委員の皆様には当署の施 策等に対して、活発な御意見、御提言をいただきたい。」旨の挨拶がなされ た。

- 2 委員及び出席者幹部の自己紹介
- 3 会長・副会長の選任

委員の互選により、会長に大澤委員が選出され、大澤会長から副会長に川村 委員が指名された。

4 議事

(1) 近江八幡警察署における相談業務の対応状況

警察から、近江八幡警察署における各種相談への対応状況について説明がなされた。その際、委員から「警察では対応できない案件も多くあるが、警察の本来業務に支障を来していないか。」旨の質問がなされ、警察から「業務に支障が出る場合もあるが、他の行政機関を紹介するなど、警察では対応できない旨を説明し、相談者の理解を得るようにしている。」旨の説明がなされた。

また、委員から「相談件数が増えているが、それは市民との関係が良好で、警察に対して気軽に相談ができるということだと思う。相談者に他機関等を紹介した場合は、警察から紹介先と情報共有を図ってはどうか。」旨の意見がなされ、警察から「守秘義務の観点で難しい面もあるが、他機関への情報提供は検討する。」旨の説明がなされた。

(2) 近江八幡警察署における遺失拾得の取扱い状況

警察から、近江八幡警察署における遺失拾得の取扱い状況について説明がなされた。その際、委員から「持ち主の分からない拾得現金は最終的にどうなるのか。」旨の質問がなされ、警察から「拾得日から3か月が経過した段階で拾得者のものとなるが、拾得者が権利放棄した場合は滋賀県に帰属する。」旨の説明がなされた。

また、委員から「乗り捨てられた自転車は拾得物になるのか。」旨の質問がなされ、警察から「放置自転車は拾得物ではないとされており、盗難車等でなければ、道路管理者や施設管理者が処分の手続をとることになる。」旨の説明がなされた。

5 次回協議会の日程

第 102 回の警察署協議会は、本年 9 月 12 日に開催する予定で、協議テーマについては、会長と事務局に一任された。